

FATF第5次対日相互審査に向けた 当局の対応動向

FATF第5次相互審査の報告書公表が開始された。先行する国々では厳しい評価が公表済みもしくは見込まれているため、日本も相応に厳しくなることが予想される。当局はFATF第5次対日相互審査を見据えて既に法整備に動き出しているが、実質的支配者リスト制度の改正等は2026年通常国会へ提出される可能性が高く、特に直近半年の動向に留意が必要である。

FATFが第5次相互審査 の報告書公表を開始

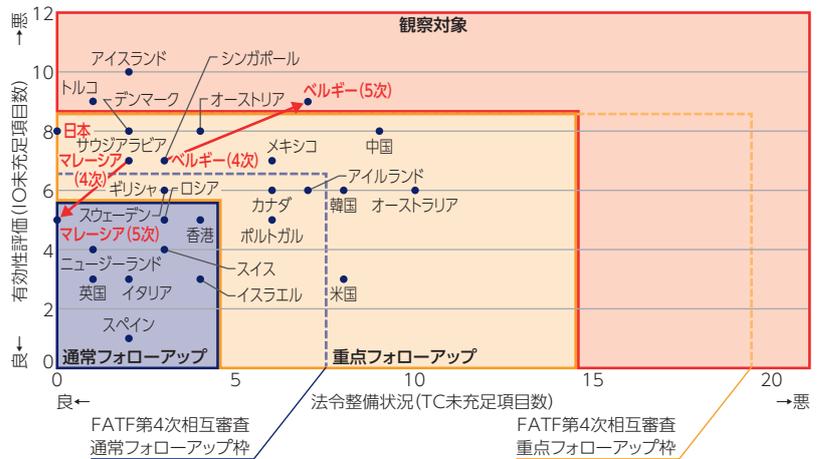
2025年12月、金融活動作業部会¹⁾ (FATF) はマレーシア及びベルギーに対する第5次相互審査 (以下、第5次) 報告書を公表した。マレーシアは第4次相互審査 (以下、第4次) より評価を上げたが、ベルギーは下げた (図表1)。日本は第4次で法令整備 (横軸) の全項目が充足水準だったが、有効性評価 (縦軸) が第5次へ持ち越された結果、通常フォローアップ入りは叶

わなかった。第4次で高評価の国も厳しい評価の可能性があることと仄聞しており、ベルギーに見られるように第4次で充足だった法令が一転して未充足と評価を落とされたことや今後、通常フォローアップ枠自体が狭まることも踏まえると、日本の第5次も厳しくなることが予想される。

相互審査結果に見られる 厳格化の傾向

第5次では有効性評価に重きが置かれるが、第4次以降に改訂された新たな勧告に対する法令整備状況も主要な対象となることに留意する必要がある。実際、ベルギーは法令整備5項目で評価を落としているが、国内関係当局の協力 (勧告2)、NPOの悪用防止 (同8)、新技術の悪用防止 (同15)、法人の実質的支配者 (同24) の4項目は直近に改訂された勧告や解釈ノートの対象であり、同8及び同24は日本も第4次の初回報告書で未充足と評価された項目である。特に同24は令和4年に法務

図表1 FATF第4次および第5次相互審査の結果



(出所) FATF [Consolidated assessment ratings (2014 - 2025 assessments) [23 Dec 2025]] および [2022 Procedures for the FATF AML/CFT/CPF Mutual Evaluations, Follow-Up and ICRG [As amended in December 2025]] を基に野村総合研究所作成

省が運用を開始した実質的支配者リスト制度について国内からも複数の改善点を指摘されていることから、現在、早期対応に向け準備が進められている。

また先行2か国に対する有効性評価が開いたように見えるが、詳細な評価を見ると数値ほどの差はない。共にDNFBPs²⁾等に対する改善、行政処分の抑止力不足、法執行機関の能力不足等、いわば国としての抜本的な改善を求められている点ではほぼ同じである。

この点に関連して、第4次の際に日本における金融庁マネロンガイドラインの法的拘束力、行政処分の軽さ等を危惧する国内の声もあったが、第5次でこれらが再評価対象になった場合、不充足と評価される可能性があるのではないかと懸念する。

FATF第5次相互審査に向けた 当局の動向

相互審査は主に①被審査国による自己申告書作成、

NOTE

- 1) 金融犯罪対策の国際基準策定履行を担う多国間枠組み。
- 2) カジノ、不動産業者、貴金属商、宝石商、弁護士、公証人その他の独立法律専門家及び会計士、トラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダー。
- 3) 2025年12月4日ACAMS The Assembly日本における財務省国際局調査課資金移転対策室奥室長講演。
- 4) https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/3.efforts.html
- 5) 大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に資金または金融サービスの提供をする行為。

図表2 FATF第5次対日相互審査に向けた当局の対応予想



(出所) 2025年12月4日ACAMS The Assembly日本における財務省国際局調査課資金移転対策室奥室長講演等を基に野村総合研究所作成

②審査団と被審査国の対面会合、③審査団による被審査国の法制度理解、④審査団による報告書作成、⑤FATF総会における報告書の採用・公表の5段階で実施される。財務省は②から⑤に18か月を要し、①は開始済みとの見通しを公表³⁾している。このスケジュールを示したということは、第5次を見据えて既に法整備に動き出していることがわかる。

自己申告書は新法制定や改正等により充足していると記載する条件として1年以上の運用が必須となっている。2028年1月の提出までに完了するためには遅くとも2027年初に運用を開始しなければならず、2026年通常国会もしくは秋の臨時国会へ提出が必要になる。加えて第5次では有効性検証に広範な対応が求められることから、2022年のFATF勧告対応法⁴⁾と同様の複数法改訂が必須となる(図表2)。

2025年に当局から提示された一連の要請文、アンケート、そして有効性検証に関する対話などは、詐欺対

策向け法整備と有効性検証向け事前準備向けのものであり、自己申告書提出期日のスケジュールに丁度合わせたものであることがわかる。なお、日本の対面審査が2028年8月から6月へ前倒しされたことを考慮すると、新法整備が早まる可能性もある。

今年の新FATF勧告対応法に対し過度に身構える必要はない。FATFはマネロンに始まりテロ資金供与を経て拡散金融⁵⁾へ主戦場を変遷させているが、安全な暮らしを守り経済の健全な発展を実現するための金融犯罪対策という方針は一貫している。応急処置には恒久対策を講じ、足元の金融犯罪対策にはリスクベースアプローチを強化する等、王道な対策こそが第5次の備えになる。

Writer's Profile



高田 貴生 Atsuo Takada
 金融GRCSソリューション事業部
 チーフストラテジスト
 専門は金融犯罪対策
 focus@nri.co.jp